

児童手当の現況届を忘れずに

児童手当などを受けている方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当などを引き続きうける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

現況届手続期間 6月1日から6月29日

届出場所 健康福祉課・洞爺湖温泉支所・
洞爺総合支所総務住民課

用紙は各窓口に用意してあります。

現況届に必要な添付書類など

- ・印鑑
- ・健康保険証の写し（サラリーマンなどである場合に提出）
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（平成19年1月1日現在、洞爺湖町に住所がなかった場合に提出）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るために、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の

児童の養育者に対する児童手当

- ・第1子、第2子 月額5千円→月額1万円
- ・第3子以降月額1万円→月額1万円（現行どおり）

3歳以上（現行どおり）

- ・第1子、第2子 月額5千円
- ・第3子以降 月額1万円

平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりました。なお、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円に戻ります。

今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 74 - 3001

わたしのうた

短歌 「あぶた短歌会」 五月定例会

有珠山の火山博士の岡田教授惜しまれて

五月雨もまもなく止みて五月晴れ 此の奉職を退く

やわらかな春の土に親しみて 春らんまんの山桜花

はなだより北にとどくはさくらならぬ 花の種時く狭庭の隅に

鶯の初音きいたり吾が庭に 辛夷の花のその白き花

バスポート縁なきものと思ひしが 舌足らずの声いと愛ほしき

年毎に桜の花は咲き継けど 吾子に引かれて大海を渡る

丹念に友が育てし肉厚の 逝きたる人の還へることなく

我が背に泣いて眠りしこの孫も 椎茸のかをり厨にただよふ

新しきトンネル三豊貫通はよろこばし 旭川看護学校に巣立ちてゆきぬ

大いなる夕陽に染まる内浦湾 馳せ行く病院タクシー安かり

河口に釣する人等の影絵 大久保とみ乃

俳句 「あぶた俳句会」 五月定例会

青き踏む互ひの膝をかばひつつ 那須 伶子

遍路着く岬の海光惜しみなく 矢野 知子

明易や都会の暮らしの子を案じ 塩川サチ子

はんなりとしたたかに老い桜かな 井村 育子

廃屋の庭の宝石いぬふぐり 菅原 敏子

育てよと湾風のせる鯉職 小笠原 勇

芽吹きつつ樹液に濡れる 樹芽かな 瀬川 稔

無人駅過ぎて間もなく鯉職 三瓶 修

